

市税の賦課に関する事務

ア 市民税等に関する事務

個人市民税の所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額から神戸市市税条例（以下、「条例」という。）第20条の3に定める控除を行った額となっているが、前年の所得金額を誤っている事例及び総所得金額から控除する額を誤っている事例が見受けられた。

確定申告書、給与支払報告書等関係書類の点検を確実にを行い、適正に課税すべきである。

(ア) 所得金額を誤っている事例 (中央区市税課)

措置内容

H13.11.22適正な事務処理を行いました。今後は複数のものでチェック体制が取れるよう改善します。

(イ) 控除額を誤っている事例

(兵庫区・須磨区・垂水区市税課)

措置内容

介護保険料を控除内容に追加する措置を講じた。夫の配偶者特別控除から減免修正を行う措置を講じた。(兵庫区)

当該事例においては本人から介護保険料額の記載のない申告がなされたため、その申告書の内容に従って課税したものである。申告書優先の原則によるものであるが、ご指摘後の事実関係の調査の結果、本人の単純な記載もれであり、当方もその申告時において十分な指導をしなかったこと等により介護保険料額を控除対象の社会保険料として算入、処理済みである。

(須磨区)

損害保険料控除額の控除もれが指摘されたため、平成13年12月20日訂正入力を行い、是正の処理を行った。(垂水区)

原稿の報酬に係る所得等の変動所得に係る平均課税の適用において、課税総所得金額の算定を誤っている事例が見受けられた。 (西区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

課税総所得金額計算時に生命保険料控除を所得税の基準で行った為、生じた誤りです。指摘を受けて是正し、H13.12.20付税額変更通知書により納税義務者に通知。

生活扶助の措置を受ける場合は減免措置の適用があるが、適用時期を誤っている事例が見受けられた。 (垂水区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

生活扶助による非課税措置の適用時期について誤りを指摘されたため、平成13年12月20日訂正入力を行い、是正の処理を行った。

イ 固定資産税等に関する事務

地方税法(以下、「法」という。)第388条第1項の規定により告示された固定資産評価基準(以下、「評価基準」という。)によると、土地の地目及び地目ごとの評価は賦課期日(毎年1月1日)の現況により行われるが、地目等が現況と異なっている事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

(ア) 地目の認定が現況と異なっている事例 (北区・西区市税課)

措置内容

課税地目の修正を行った。(北区)

現況に合わせて、地目の認定を行った。(西区)

(1) 地目ごとの評価が現況と異なっている事例

(東灘区・中央区市税課)

措置内容

公共道路と認定している2筆について、6筆一体利用の駐車場の一部として修正処理済です。
(東灘区)
平成14年2月1日に「非住宅用地・空地」から「非住宅用地・非住宅建物有」に修正しました。(中央区)

一筆の土地が、相当の規模で二以上の全く別個の用途に利用されているときは、利用状況に応じて区分して画地を認定することになっているが、区分されていない事例が見受けられた。

(中央区・西区市税課)

利用状況ごとに一画地として区分するべきである。

措置内容

住宅用地と非住宅用地を区分評価し、平成14年6月18日付で適正に課税変更しました。
(中央区)
利用状況に応じて、一画地し、区分して認定を行った。(西区)

隣接する複数筆の土地を一体利用しているが、一画地として評価していない事例が見受けられた。

(東灘区・北区市税課)

一画地として評価するべきである。

措置内容

区分された2つの駐車場を利用状況に応じて画地の認定替えをしました。(東灘区)
一画地としての評価へ修正した。(北区)

法第403条によると、固定資産の価格の決定にあたっては評価基準に基づいて行うこととされているが、評価基準に定める画地計算法を誤って適用している事例が見受けられた。適正に評価すべきである。

(ア) 正面路線，間口距離，奥行距離の認定が誤っている事例

(西区市税課)

措置内容

評価基準に定める画地計算法にしたがって、正面路線，間口距離，奥行距離の認定をし，適正に評価した。

(イ) 間口距離，奥行距離の計測が誤っている事例

(西区市税課)

措置内容

間口距離，奥行距離の計測を適正に行った。

(ウ) 正面と側方に路線がある画地（角地）は正面路線のみに接する画地に比べ利用価値が高いため、側方路線影響加算が適用されるが、角地であるのに側方路線影響加算が適用されていない事例及び側方路線影響加算を適用すべきでない画地に適用している事例

(西区市税課)

措置内容

角地については側方路線影響加算を適用し，適用すべきでない画地については側方路線影響加算の適用を取消した。

(I) 不整形な土地は整形な土地に比べ利用に制約があるため、不整形地補正が適用されるが、不整形地であるのに不整形地補正が適用されていない事例、不整形地補正を適用すべきでない土地に適用している事例及び誤って適用している事例

(灘区・長田区・西区市税課)

措置内容

不整形地補正が適用されていない土地について、平成14年度より不整形地補正を適用し、評価額を修正する措置を講じた。今後地図情報システムの再点検を実施するとともに、別途、精度向上について検討をする。(灘区)

不整形地補正を適用すべきでない土地について、平成14年度において不整形地補正を適用しないよう、修正措置を講じた。(長田区)

不整形地には不整形地補正を適用し、誤って適用した土地は適用を取消した。(西区)

(オ) 地積が付近の土地に比して著しく小さく、通常の用途に供することが困難な画地については、過小規模画地補正の適用があるが、過小規模画地補正をするべきでない土地に適用している事例

(灘区市税課)

措置内容

過小規模画地補正を適用すべきでない土地については、平成14年度より過小規模画地補正を取消し評価額を修正する措置を講じた。

法第348条第2項第5号により非課税申告書が提出され、公共の用に供する道路として非課税認定している土地について課税されている事例が見受けられた。(須磨区市税課)
非課税措置を講じるべきである。

措置内容

当該土地は、非課税認定している土地なので、非課税の措置を講じた。

居宅や事務所、倉庫等として使用されている建物につき、課税されていない事例が見受けられた。
(灘区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

居宅及び居宅倉庫として課税されていない建物については、課税保留建物であったが、いずれも評価を行い平成13年度より課税を行う措置を講じた。これに伴い、土地についても現地確認のうえ、被災住宅用地の扱いを取消し、住宅用地として修正する措置を講じた。

法附則第16条によると、専用住宅または併用住宅で居住部分の割合が2分の1以上の新築住宅は、1戸あたり120㎡を限度に、居住部分について固定資産税を一定期間2分の1減額することになっているが、評点の異なる居宅と車庫がある場合の減額適用の方法を誤っている事例及び併用住宅で店舗部分にも減額適用している事例が見受けられた。

(東灘区・兵庫区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

平成14年2月1日に、地方税法第417条に基づき、課税標準額を正しい額に修正し、2月13日に税額変更(増)を行った。今後、このような誤りが発生しないよう、会議等により、周知徹底の改善の措置を講じた。(東灘区)

所有者に説明した後、誤った減額適用を改めた納税通知を送付した。(兵庫区)

評価基準によると、家屋の評価額は㎡当たり再建築費評点数を算出し、それを基に求めることとされているが、㎡当たり再建築費評点数の算定を誤っている事例が見受けられた。

(中央区・須磨区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

再計算を行ったうえ、平成13年11月28日付で、評価額を適正に修正しました。(中央区)
指摘のとおり、増量割合が過大となっていたので、評価額修正の措置を講じた。(須磨区)

償却資産については、1月1日現在所有している資産に対して課税されるが、前年1月1日以前に取得した資産が新たに申告された場合において、過年度分の課税がされていない事例が見受けられた。

(西区市税課)

適正に課税するべきである。

措置内容

過年度分についても適正に課税した。

法附則第15条第5項第2号によると、汚水又は廃液の処理施設で一定期間内に取得されたものについては課税標準の特例の適用があるが、申告書に当該規定の適用がある旨が記載されているにもかかわらず、適用されていない事例が見受けられた。

(北区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

特例の適用を行った。

神戸起業ゾーン条例に基づき認定された特定事業計画に係る償却資産につき、固定資産税の課税軽減措置の適用があるが、適用年度を誤っている事例及び申告書が提出されたが軽減措置が適用されていない事例が見受けられた。

(中央区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

軽減措置の適用について、見直しを行ったうえ、平成13年12月10日付で適正に税額を変更しました。

集会所の用に供する家屋の固定資産税の免除の認定にあたり、決裁を得ていない事例が見受けられた。

(垂水区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

当該決裁書には改めて決裁・押印した。

今後、このようなことのなきように適正に処理を行う。

収税に関する事務

法第15条の7第1項によると、滞納者に財産がない等の事実がある場合には滞納処分の執行を停止できるが、十分に財産等の調査を行わずに滞納処分の執行を停止している事例、給与等差押可能額があるにもかかわらず滞納処分の執行を停止している事例が見受けられた。

(須磨区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

不良債権の圧縮にむけて、古い滞納税を中心に執行停止事務を鋭意進めているが、確かに調査不足のものも出てきており、ご指摘の案件については再調査した結果、差押可能財産は発見出来ませんでした。なお、執行停止基準については、その後マニュアル整備に努め統一的処理へ徹底を図っている。

法第18条によると、地方税の消滅時効は5年間であるが、長期間催告を行うのみで、十分に財産等の調査を行わずに時効による不納欠損処分を行っている事例、長期間滞納整理の記録がとぎれたまま時効による不納欠損処分を行っている事例及び徴収権が消滅した日から1年以上経過後に時効による不納欠損処分を行っている事例が見受けられた。

(灘区・北区・長田区・西区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

今後は期日管理を適切にし、遅滞なく処分を行っていきます。とりわけ、今年度の時効完成予定分については、機械帳票である「時効完成予定リスト」により、再チェックする措置を講じた。(灘区)

平成14年3月以降は時効欠損処分に至るまで滞納額に応じた財産調査の徹底を図るよう措置を講じた。(北区)

本件については執行停止可能の事案であったが本人の経済状態等を調査する必要があり、時間を要したものである。今後は徴収の可否を早期に判断し、滞納処分の停止案件に合致するものについてはすみやかに処理を行う。(長田区)

個人・法人の破産・解散等があり、他に財産がなければ滞納処分の執行停止の上時効欠損とするのが通例である。質問の事例については、破産・解散等の事実と財産調査の結果(無財産)の記載洩れがあり、また執停処分がなされなかったものと思われる。今後は適正に処理するため、調査結果を記載するとともに同時に執停処分を行うよう係会議にて周知徹底を図りました。

(西区)

条例第13条及び条例施行規則第11条による延滞金の減免にあたり、延滞金減免申請書の提出がない事例、申請書所見欄に減免理由の記載がない事例及び延滞金額の確定前に減免決議を行っている事例が見受けられた。(中央区・北区・長田区・須磨区・西区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

申請書所見欄に減免理由を記載する措置を講じた。(中央区)

平成14年3月以降の延滞金の減免の申請に際し、減免申請書の提出の徹底を図るとともに必ず所見欄、減免理由等を記載する措置を講じた。(北区)

本件については延滞金減免申請書の交付もれであり、以後適正な事務執行に努める。(長田区)

基本は本税完納時(延滞金確定時)に延滞金減免の決議をすべきものと考えている。ご指摘の事案のうち、減免申請書未提出の件については、電話交渉で減免する旨の話がなり、減免申請書用紙を送付したが返送されていなかった事例で、提出を強く指導し申請書受理後、適正に処理いたしました。延滞金確定前に減免決議を行った事例は、古い平成5年度の市県民税190万円の分納の事例であるが、分納約束が8年間誠実に履行され、あと数回の納付で完納の目処がついたので減免決議を行ったものであるが、平成14年3月4日完納を確認いたしました。

確かにご指摘のとおり本税完納後に減免決議を行うべきであると思うので今後適切に処理する。(須磨区)

延滞金の減免申請は、本来本税完納後に行うものであるが、質問事例については分納の申し出時に預かり置きしていたものである。今後は本税完納後に再度、滞納者の経済状況等を踏まえ減免すべきかどうか適切に処理したい。また、所見欄の記載漏れについても今後このようなことがないように事務の適切化を図りたい。そのために、係会議にて周知徹底を図った。(西区)

差押調書(原本)は区長決裁を受けるべきであるが、決裁が不備である事例が見受けられた。(西区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

事後ながら決裁を取りました。今後は、このような不備がないように、決裁を受ける際に書類をずらすなり付箋を貼るなりして決裁印もれがないようにするとともに決裁後に決裁印もれがないかを十分チェックするように係会議にて周知徹底を図った。